

雇用（内定）に関する証明書

（潜在保育士再就職準備金申請用）

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

施設・事業所名称

代表者職名・氏名

⑨
(公印・事業所印)

（証明書作成者の所属・氏名）

（連絡先電話番号）

下記の者の雇用について、以下のとおり証明します。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	(生年月日： 年 月 日)									
従事先 施設等名称										
従事先 所在地・電話番号	〒 TEL									
施設・事業種別 ※裏面で確認願います	ア	イ-1	イ-2	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
採用職種										
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 ※週_____時間勤務 正規職員以外 <input type="checkbox"/> 嘱託員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート ※週_____時間勤務									
雇用開始日	年 月 日									

(裏面参照)

雇用（内定）証明における注意事項

「雇用（内定）に関する証明書」は、新潟県社会福祉協議会が実施する「潜在保育士再就職準備金」の貸付申請を行うにあたり必要な書類となります。

作成を依頼された施設・事業所のご担当者様には、下記にご注意いただき雇用の証明をお願いいたします。

■「従事先施設等名称」、「従事先所在地・電話番号」には、実際に勤務する施設等について記入願います。

■「施設・事業種別」は、下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。

下表に記載のない施設・事業への従事は、本事業の貸付け対象ではありません。

ア	児童福祉法第7条に規定する保育所・幼保連携型認定こども園
イ-1	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イ-2	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ケ	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

■「雇用形態」は、該当するものに☑をしてください。なお、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間を記入願います。

※貸付対象要件として、保育士として週20時間以上の勤務が必要です。

■提出書類に不明な点がある場合、証明書作成者にお問い合わせさせていただくことがあることを予めご了承ください。

■雇用（内定）証明書作成にあたり、ご不明な点がございましたら、新潟県社会福祉協議会（025-281-5605）までお問い合わせください。